



書面交付請求に係る仕組みについて

平成30年7月4日
日本証券業協会

1. 口座管理機関（証券会社）の意見概要



- A案（部会資料23：配当金参考案ベース）とB案（部会資料23：共通番号参考案ベース）のいずれが望ましいか、口座管理機関（証券会社）で構成される日証協のWGで意見照会したところ、次頁のとおり各観点において様々な意見が挙げられたが、**法務省が新たに提示したA案を支持する社がやや多かった。**A案を支持する意見として、以下の理由等が挙げられた。
 - B案と比較して、株主総会資料の電子提供が進み、書面交付請求が少なくなるものと考えられる。
 - 複数銘柄の書面交付請求を望む株主に対しては、請求に係る書面やシステムの対応等により、複数銘柄や全銘柄一括の請求の取次ぎも対応可能と考えられる。
 - 株主対発行会社という請求の直接的な関係を明確化でき、口座管理機関における請求の取次ぎに係る手数料の算定方法等が明確となる。
 - 受付窓口を口座管理機関に限定しないことで、口座管理機関のみに過度な負担が生じないよう配慮されている。
- B案における書面交付請求に係る有効期限管理については、例えば、複数の口座管理機関に口座を開設する株主への対応等を考慮すると、**口座管理機関が顧客の書面交付請求の状況・期限を管理することは現実的に不可能である。**また、仮に書面交付請求の有効期限が切れる株主に通知等を行うこととする場合には、当該業務も口座管理機関で行うことは難しいとされた。
- なお、A案を採用し、予めの一括した書面交付請求ができない場合、基準日以降においても、一定程度、発行会社への直接の書面交付請求をできるようにすべきとの意見があった。

2. 両案に係るWGメンバーの意見



検討の観点	A案（部会資料23：配当金参考案ベース）	B案（部会資料23：共通番号参考案ベース）
電子化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会資料の電子化を前提としたシステムを目指す以上、可能な限り書面交付を少なくすべきと考えた場合、株主が要求した銘柄のみを書面にて送付する方が望ましいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会での指摘のとおり、書面交付請求の数が累積していく懸念がある。5頁に記載のとおり口座管理機関における書面交付請求に係る有効期限管理等は難しい。
投資家の利便性 ・分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 株主は、全ての株主総会資料を書面で請求を望むものとは考えられず、複数銘柄を保有する株主が一部の銘柄についてのみ書面交付を希望することも考えられるため、銘柄毎に選択可能な方が望ましいと考えられる。 株主にとっての選択肢（銘柄により電子提供または書面交付のいずれかを選択可能）は広がるものの、株主自身も銘柄毎にどのような申請をしたのか後日混乱を来たすおそれも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 株主は複数銘柄を保有されているケースが多く、インターネットを利用することが困難な株主において、一つもしくは特定の銘柄だけ書面を欲することは考え難いことから、銘柄単位で請求するA案は株主の負担が大きいと想定されるため、加入者毎に請求できる方が望ましいと考えられる。
請求に係る発行会社との対応関係（コスト負担の算定等）	<ul style="list-style-type: none"> 株主対発行会社という請求の直接的な関係を明確化できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 書面交付請求の取次ぎに関し、口座管理機関と発行会社の対応関係が明確でなく、費用負担の在り方（計算方法等）について工夫が必要となる。
口座管理機関における業務対応	<ul style="list-style-type: none"> 実務上の対応で、複数銘柄や全銘柄の請求を取次ぐといった対応も可能と考えられる。ただし、新たな銘柄を買い付けた場合や売却後に基準日を跨いで買い戻した場合は、再度請求してもらう必要がある。 申出受付窓口が口座管理機関のみに限定されないことで、口座管理機関に過度な負担が生じない。なお、発行会社（株主名簿管理人）においては、発行会社（株主名簿管理人）から株主への各種郵送物（総会招集通知等）の送付の際に書面交付請求の書面を同封する等の対応が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客毎の管理となり、口座管理機関等におけるシステムや手順がシンプルとなる。 A案は、銘柄ごとに行使されるため、対応件数が過大となることも想定される一方、B案では、仮に窓口が口座管理機関に限定されたとしても、原則1株主1行使であるため対応件数は限定的である。

2. 両案に係るWGメンバーの意見



検討の観点	A案（部会資料23：配当金参考案ベース）	B案（部会資料23：共通番号参考案ベース）
<p>（B案における）口座管理機関における有効期限管理・通知等の可否</p>	<p>A案では口座管理機関における有効期限管理・通知等はなしの前提で意見照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 口座管理機関は単に書面交付請求の取次ぎのみ実施することを想定しており、口座管理機関が顧客の書面交付請求の状況を管理し、書面交付請求の有効期限が切れる株主に対して、その内容を通知するといった業務を行うことは難しい。 • 複数の口座管理機関に口座を開設する株主について、口座管理機関は、当該株主の他の口座管理機関における書面交付請求の状況を把握できない。複数の口座管理機関に口座を開設している株主が多数存在していることを考慮すると、口座管理機関が書面交付請求の有効期限を管理することは不可能である。 • 仮に書面交付請求の有効期限を設ける場合であっても、その管理は発行会社（株主名簿管理人）にて行うことが適切と考えられる。
<p>（A案における）発行会社における書面交付請求撤回に係る催告・確答の受領</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各口座管理機関で書面交付請求の状況・期限の管理をすることは不可能であり、また、撤回に係る催告は発行会社の裁量で発行会社が実施するものである。よって、撤回に係る催告及びその確答の受領は、直接、発行会社と株主の間で完結すべきと考えられる。 	

3. 今後の具体的な仕組み作りに係る検討にあたっての留意事項



今後、関係者間で具体的な書面交付請求の仕組みの検討を行うにあたって、以下にご留意いただきたい。

- 書面交付請求制度が適切に運営されるため、**簡素でわかりやすい仕組みを構築**する。
（参考：中間試案に対する日証協提出意見 1 . 参照）
- 円滑な制度移行のため、**政府・発行会社等が十分な周知**を行う。（参考：中間試案に対する日証協の提出意見 2 . 参照）
- 制度実施にあたっては**関係者が十分と考える相応の準備期間**を設ける。（参考：中間試案に対する日証協の提出意見 3 . 参照）
- 書面交付請求の相手方は発行会社であり、口座管理機関が書面交付請求に関与する場合であっても、**口座管理機関に求められる業務は「顧客から書面交付請求があった場合に振替機関へ当該請求の取次ぎを行うこと」のみとする等、口座管理機関の義務・責任、業務範囲は限定**する。（参考：中間試案に対する日証協の提出意見 4 . 6 . 参照）
- **口座管理機関が関与することによって生じる負担等について、関係者間において適正に配分**する。（参考：中間試案に対する日証協の提出意見 5 . 7 . 9 . 参照）

【参考】中間試案に対する日証協の提出意見



No.	意見
1	<ul style="list-style-type: none">書面交付請求制度が、円滑に導入され、適切に運営されるためには、関係者の意見を踏まえたうえで制度設計を行うこと、簡素でわかりやすい仕組みを構築することが必要あると考えられるところ、今後の検討に際し、これらの点に配慮して頂きたい。
2	<ul style="list-style-type: none">書面交付請求制度を含めた株主総会資料の電子提供制度の株主における理解を促進するため、十分な周知が行われる必要がある。 具体的には、株主総会資料の電子提供制度の導入にあたっては、まずは広く一般に政府において十分な周知がなされるべきである。また、その上で、発行会社又は株主名簿管理人においても、株主に対し十分な周知がなされるべきである。当該周知については、発行会社等が加盟する団体で行うもの、発行会社が個社として行うもの（例：現状の書面による株主総会資料の送付等の機会を利用した既存株主に対しての周知）の両方が考えられる。
3	<ul style="list-style-type: none">仮に口座管理機関が書面交付請求に関与する場合、口座管理機関においては新たな事務対応・システム対応が必要である。また、株主に対する周知期間も必要である。このため、制度実施にあたっては関係者が十分と考える相応の準備期間を設けるべきである。
4	<ul style="list-style-type: none">現状、口座管理機関は、株主総会資料の提供には全く関与していない。電子提供制度における書面交付請求のみ切り出して、同請求に口座管理機関が関与することについては、慎重に検討していただきたい。
5	<ul style="list-style-type: none">仮に口座管理機関が書面交付請求に関与する場合であっても、株主の同請求の相手方はあくまで発行会社であり、口座管理機関は、いわば便宜上、その手続きの一部に関与するものである。その場合、口座管理機関では、制度導入に際し、当該業務を実施するにあたって、その体制・システムを新たに構築し、業務運営にあたっては事務コスト・リスク等を負担することとなるが、口座管理機関が関与することによって生じるこれらの負担については関係者間において適正に配分される必要がある。

No.	意見
6	<ul style="list-style-type: none"> 仮に口座管理機関が書面交付請求に関与する場合であっても、口座管理機関に求められる業務は、「顧客から書面交付請求があった場合に、保振へ当該請求の取次ぎを行うこと」のみであり、それ以外の業務（具体例は以下のとおりであるが、これに限定されない）について、口座管理機関が行うことを求めるものではないことを確認したい（ただし、個々の口座管理機関の判断により、自主的に行うことは妨げられない）。 <ul style="list-style-type: none"> ア．顧客の書面交付請求制度に係る照会対応 （請求の相手方である発行会社（株主名簿管理人）において必要な説明・照会対応を行うべきである） イ．書面交付請求するか否かの顧客への確認 ウ．顧客の直近の書面交付請求に係るステータスの照会対応等 （口座管理機関個社では直近のステータスがわからず、株主名簿管理人のみが対応可能）
7	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会資料の電子提供により発行会社は費用削減ができる一方、仮に口座管理機関が書面交付請求の取次ぎを行う場合には口座管理機関においては新たな費用負担が生じる。口座管理機関に生じる費用負担としては、制度導入に伴うイニシャル費用、制度運営に伴うランニング費用がある。これらの費用については、発行会社の負担により充当されるべきであり、今後、発行会社が口座管理機関に支払う費用相当額の合理的な算定方法が検討される必要がある。
8	<ul style="list-style-type: none"> 中間試案の補足説明資料（10頁）にある、書面交付を口座管理機関及び振替機関を経由して株式会社（株主名簿管理人）に対して行うものとする案で、（a）配当金の受取方式に関する振替システム上の仕組み（いわゆる単純取次方式）を参考とした案、（b）共通番号の照会に関する振替システム上の仕組みを参考とした案の2案を比較すれば、株主単位で請求が行われる（b）の方が、株主・銘柄単位で請求の受付や請求状況の管理を行う必要のある（a）に比べ、株主における負担は少なく、また、口座管理機関及び振替機関における負担も少ないと考える。
9	<ul style="list-style-type: none"> 書面交付請求に係る発行会社から口座管理機関への費用の支払方法については、今後、現実的な方法を検討していくべきと考える。その際、例えば、現行の振替口座簿の情報提供の手数料の授受のスキーム等を参考として、保振が発行会社と口座管理機関に請求する手数料に加減して徴収する方法がとれば、双方（発行会社及び口座管理機関）の事務負担は軽減される。